

令和8年度結婚支援プロモーション業務委託仕様書

第1 委託業務名 令和8年度結婚支援プロモーション業務

第2 委託期間 契約締結日から令和9年3月26日（金）まで

第3 履行場所 宮城県内

第4 業務の目的

宮城県では、令和6年の合計特殊出生率が1.00となり、全国ワースト2位という危機的な状況にある。また、婚姻件数についても減少が続いている。未婚化・晩婚化の進行が少子化に歯止めがかからない要因の一つであると考えられる。この現状に対し、婚活の利便性・効率性の向上及び出会いの機会拡大を図るため、みやぎ結婚支援センター「みやマリ！」（以下「みやマリ！」とする。）を設置し、総合的な少子化対策を推進している。

本業務は、結婚に関心がない層へ結婚を前向きに考えてもらうための情報発信を積極的に行うほか、結婚を希望する独身者への効果的な情報発信を図る「みやマリ！」の広報業務を推進し、新規登録者獲得を目指すものである。また、社会を構成する多様な主体がそれぞれの立場で結婚・子育てを応援していく姿勢を持ち、社会全体で結婚・子育てを応援する気運の醸成を図るため、国の「こどもまんなか月間」（11月）と連携した情報発信及び啓発活動等と一体的に実施するものとする。

第5 業務の内容

1 広報宣伝業務

結婚に関心がない層へ結婚を前向きに考えてもらうための情報発信を行うほか、「みやマリ！」の認知度向上と新規登録者獲得のため、以下の広報業務を包括的に実施する。

（1）プロモーション戦略の策定

年間のプロモーション計画を策定し、ターゲット層（結婚希望層から関心がない層まで）に合わせた広報媒体を選定すること。

（2）広報資材の制作・配布

「みやマリ！」が主催する、イベント（年3回程度）やキャンペーン（年1回）の開催案内、登録会員募集を目的とした広報パンフレット、チラシ、ポスター、ノベルティ等を制作し、公共施設や商業施設、連携企業・団体等へ効果的に配架・配布すること。

（3）SNS等広報

「みやマリ！」公式WEBサイトと連携し、Instagram等を活用した情報発信を強化する。（例として利用者インタビューや結婚相談員のコラム、セミナー告知等を定期的に掲載する等）

（4）広告出稿

WEB広告（リストティング広告、SNS広告など）、地元メディア（テレビ、ラジオ、新聞、フリーペーパーなど）への広告出稿や広報協力により、ターゲット層へ広く周知を図ること。

【主なアプローチ方法（例）】

・結婚に関心がある層向け

SNS、ウェブサイト等で魅力的な結婚生活の画像や動画、具体的な婚活ノウハウを掲載し、行動を促す。結婚相談所やイベント情報を簡潔にまとめ、手続きの流れや費用を分かりやすく提示する。など

・結婚に関心がない層向け

SNS、ウェブサイト等で「結婚は人生の選択肢の一つ」というメッセージを発信

し、結婚のハードルを下げ、経済的・精神的なメリットを「自分ごと」として伝えるコンテンツを発信する。雑誌やウェブ広告で、結婚生活の多様性や、パートナーシップの良さを間接的に伝える。など

2 イベントの企画・運営

結婚希望層への出会いの機会提供に加え、結婚に関心がない層にも参加を促すイベントを以下のとおり企画・運営する。

(1) 開催概要

回 数：年1回程度
時 期：令和8年11月 ※必ず11月中に開催すること。
なお、集客に効果的な開催日時を設定すること。
対 象：概ね20代から30代までの独身男女。
出会いの機会が少ないとされる職種・業種等の企業・団体を中心
とし、経済団体や業界団体等と連携して参加を呼びかけること。
人 数：160名程度（なるべく男女均等になるよう努めること）
開 催 地：仙台市内

(2) イベント内容

イ 20～30代の独身男女の関心が高く、訴求力が高い企画（例として「自己啓発」や「ライフプラン」、「身だしなみ・マイクアップ」等）でのセミナー等を実施すること。

ロ セミナー内容に絡め、「みやマリ！」等の公的機関の支援についても紹介すること。

ハ セミナー後、参加者同士の交流会を開催し、男女の出会いのきっかけのアプローチとなるような交流の場を設けること。

ニ 本事業を通じて「みやマリ！」に仮登録した参加者には、記念品やサービス等の入会特典を付与することとし、その内容については、県と協議の上で決定すること。

ホ 各イベント名は、県と協議の上で決定すること。

ヘ 参加者及び参加企業・団体へのアンケートを実施すること。アンケートの詳細については、下記「4 アンケートの実施」のとおりとする。

【主なアプローチ方法（例）】

・結婚に関心がある層とない層の両方が気軽に参加できるイベントについて
「出会い」を意識させないイベントを通じて、関心がある層には自然な出会いを、
関心がない層には楽しいアクティビティ等を提供する。共通の目標に向かって
協力することで、参加者同士の間に自然な交流が生まれ、お互いの人柄や価値観
を知ることができる企画とする。

（例）謎解きゲームやデジタルクリエイティブ講座、ライフプランセミナーなど、
共通の趣味や学びをテーマにしたイベントとする。など

3 参加者募集・受付業務等

WEBSITEやSNS等を活用し、イベントの参加者募集、取りまとめ、問い合わせ
対応までの一切の業務を実施すること。

4 アンケートの実施

（1）「参加者アンケート」及び「参加企業・団体アンケート」の内容については、発
注者と協議の上、決定すること。

（2）アンケート結果を取りまとめ、分析を行い、第7の4「業務実施結果報告書」と
ともに提出すること。

第6 成果の帰属及び秘密保持

(1) 成果の帰属

本業務により得られた成果は、発注者に帰属するものとする。

(2) 秘密の保持

受注者は、本業務により知り得た情報を、業務履行中及び業務完了後も業務に関係のない第三者に漏らしてはならない。

(3) 個人情報の保護

受注者は、個人情報の取扱について、別記個人情報取扱特記事項を守らなければならぬ。

第7 その他

- (1) 受注者は、本業務に係る会計帳簿及び証拠書類等を整備し、委託業務終了年度の翌年度から起算して5年間保管すること。
- (2) 発注者は、受注者が本仕様書に定める内容に反した場合には、委託金額の一部又は全部を返還させることができるものとする。
- (3) 本事業は、地域少子化対策重点推進交付金に基づく事業であるため、開催に当たっては、県と協議の上、市町村との連携に留意すること。
- (4) 業務の成果物として「業務実施結果報告書（アンケート結果を踏まえた事業実施結果の評価・考察、次年度開催にあたっての課題点の分析を含む）」を作成し、業務完了報告書に添付して提出すること。
- (5) 各事業終了後、別表の項目に関する効果測定を行い、その成果指標の達成状況を上記(4)の「業務実施結果報告書」に記載すること。
- (6) 本事業は、本県が運営するみやぎ結婚支援センター「みやマリ！」事業と密接に関わるため、円滑な事業推進を図るべく、「みやマリ！」事業の受託業者と密に連携して業務を進めること。
なお、上記契約業者については、契約後伝えるものとする。

第8 包括的事項

- (1) 受注者は、民法（明治29年法律第89号）、刑法（明治40年法律第45号）、著作権法（昭和45年法律第48号）等の関係法規を遵守すること。
- (2) 本業務に係る一切の費用は、委託費に含むものとする。ただし、地域少子化対策重点推進交付金の対象外となる経費（飲食費や体験料、個人の交通費等）を除く。
ただし、対象外となる経費について、参加費等を徴収し充当することは妨げない。
- (3) 受注者は、業務の目的を達成するために、委託契約書及び本仕様書に基づき、常に発注者と密接に連絡を取り、その指示に従うこと。
- (4) 受注者は、発注者の承認がある場合を除き、業務を第三者に再委託することはできない。
- (5) 本仕様書に明示されていない事項で必要な業務が生じたとき、又は業務内容を変更する必要が生じたときは、発注者と協議の上、発注者の指示に従うものとする。
- (6) 本事業は、地域少子化対策重点推進交付金に基づく事業であるため、事業の実施にあたっては県と協議の上、国の交付金内容に沿って進めること。なお、本事業は国の交付決定を前提としており、採択状況等によっては事業内容の変更または中止となる場合がある。

別表 成果指標

項目	成果指標
・イベントの企画・運営・広報宣伝	・参加企業（団体）数 20社 ・参加者数 160人
・イベント内容	・参加企業（団体）の満足度 80% ・参加者の満足度 80%
・「みやマリ！」等、公的支援の紹介・PR	・「みやマリ！」への仮登録者数 参加者の約2割
・「みやマリ！」の登録会員数	・「みやマリ！」への登録会員数 2,000人以上とすることを目指す。